

入 札 説 明 書

「国立劇場の閉場に伴う事務所移転業務」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成２６年条約第４号）によって改正された政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号）、政府調達手続に関する運用指針等について（平成２６年３月３１日関係省庁申合せ）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日 令和８年１０月６日（火）

２．契約担当役等

（１）契約担当役

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 長谷川 真理子

（２）調達機関番号 574

（３）所在地番号 13

３．調達概要

（１）品目分類番号 53

（２）件 名 国立劇場の閉場に伴う事務所移転業務

（３）履 行 場 所 東京都千代田区隼町４番１号（国立劇場構内）他、東京都内

（４）概 要 別紙仕様書及び図面のとおり

（５）履 行 期 間 契約締結日から令和９年７月３１日（土）まで

４．競争参加資格

（１）独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和８年度の「役務の提供等」における営業品目「運送」で「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を得た者であること。

(7) 仕様書に定める要件を満たす業務の履行が可能な者であること。

(8) 契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

5. 担当部課及び担当者

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係

担当者 富田・下村

電話 050-1754-5981（直通）

6. 入札書、申請書及び資料の提出場所及び受領期限等

(1) 本競争の参加希望者は、封印した入札書に、競争参加資格の確認のための書類及び入札公告に示した役務を提供できることを証明する書類（競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）をいう。）を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

上記4. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い入札書、申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4. (1) 及び(3) から(8) までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において上記4. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札時において上記4. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに入札書、申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がな

いと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 入札書、申請書及び資料の受領期間及び期限

令和8年10月6日（火）から令和8年11月27日（金）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。

②提出先

上記5. に同じ。

③提出方法

提出先に持参又は郵送（受領期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

（2）申請書は、別記様式1により作成すること。

（3）資料は、別紙1「提出書類について」に従い作成すること。

（4）競争参加資格の確認は、入札書の受領期限の日をもって行うものとする。

（5）その他

①入札書、申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された入札書、申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における入札書、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問合せ先

上記5. に同じ。

7. 「仕様書添付資料」の交付について

「仕様書添付資料」は機密事項を含むことから、交付にあたっては機密保持に係る誓約書の提出を要する。受領後、電子メールによりデータ一式を交付する。

本競争の参加希望者は、別紙2「「仕様書添付資料」の交付について」の手続きに従い、交付申請を行うこと。

8. 質問について

（1）期 限：令和8年11月19日（木）午後5時

（2）仕様に関する質問は、財務部契約課契約係にて文書（別記様式6）で受け付ける。

電子メール又はFAXにより提出すること。

電子メール keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp

FAX番号 050-3385-3233

なお、提出後5. の担当者に対して電話により到達確認を行うこと。

質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

9. 開札の日時及び場所

(1) 日 時：令和8年12月21日（月）午前11時

(2) 場 所：東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場本館3階 第5会議室

(3) 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(4) 競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

10. 入札方法

(1) 入札書は必ず封筒に入れ、その表面に入札件名と競争参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）を記し封印すること。

(2) 入札金額は総価とし、仕様書に示す業務の履行に要する一切の費用を含めた金額とすること。

(3) 入札金額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の課税対象額の合計額（税抜き相当額）と非課税対象額の合計額を算定するものとし、当該課税対象額の合計額（税抜き）及び当該非課税対象額の合計額を合算した金額をもって入札金額とすることとする。

(4) 入札書には、入札金額の内訳として、以下の5項目の金額を記載することとし、入札金額欄には、(A+C) の金額を記載すること。

A：課税対象額の合計額（税抜き相当額）

B：課税対象額の合計額（税込み相当額）

C：非課税対象額の合計額

A+C

B+C

(5) 落札決定に当たっては、入札金額のうち課税対象額の合計額（税抜き相当額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）及び入札金額のうち非課税対象額の合計額を合算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち、課税対象額（税込み相当額）となる金額の110分の100に相当する金額及び非課税対象額となる金額の合計額を入札書に記載すること。

1 1. 入札保証金及び契約保証金 免除

1 2. 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、本入札説明書及び独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札並びに電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (2) 上記4.(8)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (3) 契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4.に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

1 3. 落札者の決定方法

- (1) 本件の役務を提供できると契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

1 4. 低入札価格調査

- (1) 落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されない恐れがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。
- (2) 調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等の提出について、速や

かに対応すること。

- (3) 調査中に履行不可能の申し出があった場合、取引停止措置（原則２ヶ月）が講じられることになるので、注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、取引停止期間が延伸されることがあるので注意すること。

(4) 低入札価格調査を実施した場合

- ①低入札価格調査基準価格未満の入札を行った者は、振興会の調査の結果によっては、最も有利な申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- ②振興会は、調査の結果、最も有利な申込みをした者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最も有利な申込みをした者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。
- ③次順位者を落札者と決定したときは、最も有利な申込みをした者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となつた旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となつた旨を通知する。

1 5. 競争入札の延期又は廃止

- (1) 競争参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。
- (2) 談合情報があった場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。
- (3) 本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

1 6. 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

1 7. 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5. に同じ。

1 8. その他

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに入札金額に対応した内訳書（任意様式）を提出すること。ただし、内訳書には、仕様書に示す業務の項目ごとの費用及び諸経費の明細、並びに明細ごとの単価及び数量を明記すること。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、別紙独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書及び別

紙契約書（案）を熟読し、競争入札参加者注意書を遵守すること。

- （４）申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに独立行政法人日本芸術文化振興会における契約に係る取引停止等の取扱基準（以下「取引停止基準」という。）に基づく取引停止を行うことがある。
- （５）提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、取引停止基準に基づく取引停止を行うものとする。
- （６）会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる書類の写しを併せて提出すること。
- （７）入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- （８）「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰトップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）
- （９）本入札説明書の別記様式１、別記様式２、別記様式３、別記様式７、別記様式８、入札書及び委任状の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。
- （１０）その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」による。

提出書類について

記

1. 競争参加資格を有することを証明する書類

- (1) 競争参加資格確認申請書（別記様式 1）
- (2) 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
- (3) 一般貨物自動車運送事業の許可証の写し
- (4) 誓約書（別記様式 2）

2. 役務を提供できることの確認のための書類

(1) 業務体制図（任意様式）

- * 仕様書 8. (1) の他、仕様書の要件を満たす業務従事者の配置及び体制の構築ができることを示すこと。
- * 責任者、副責任者及び作業員を含む業務従事者の人員体制・配置等を図示すること。
- * 担当営業所、部署等を明示し、組織としての業務履行体制を図示すること。
- * 責任者及び副責任者については、配置予定の者の氏名を明記し、競争参加者の正社員であること（直接的かつ恒常的な雇用関係があること）を確認できる資料（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等の写し等。発行から 3 か月以上経過しているものに限る。）を添付すること。
- * 「美術品梱包輸送技能取得士 3 級」以上の資格を保持する者 1 名以上を含めること。当該配置予定従事者について、「美術品梱包輸送技能取得士 3 級」以上の資格保持を証明する、資格者証（有効期間内のものに限る）の写しを添付すること。
- * 業務の一部を第三者に再委託することを予定する者は、業務体制図に再委託先事業者名及び再委託する業務範囲等を明記するとともに、再委託承認申請書（別記様式 3）を提出すること。ただし、業務の全部を再委託することは認めない。
なお、仕様書 12. (2) 及び (3) を参照のこと。

(2) 再委託承認申請書（別記様式 3）

- * 該当する者のみ。
- * 移転対象物品等の搬出・搬入等を再委託する場合には、当該再委託先の一般貨

物自動車運送事業の許可証の写しを添付すること。

(3) 作業計画書（別記様式4）

＊以下の①から⑦までに示す各事項について、仕様書の該当項目の記載を踏まえて、業務の実施方針・方法等を記載し、仕様書に示す業務を履行できることを示すこと。

＊記載方法は任意とする。適宜、図面、写真等を用いて記載すること。

＊説明資料（任意様式）を別紙として追加しても差し支えない。その場合は、当該説明資料には番号を付するものとし、別記様式4の記入欄には「別紙〇のとおりに」と記載すること（〇には別紙の番号を記載すること）。

＊業務の一部を第三者に再委託することを予定する者は、当該再委託先による作業を計画する事項は、その旨を明記すること。

＊仕様書に示す要件を満たさないものと認められる場合（仕様書に示す要件に対応していない場合、具体性に欠ける場合、等）は「失格」となるので、留意すること。

①仕様書8.（2）を踏まえ、「移転業務に関する支援」について、提案事項があれば記載すること。

②仕様書8.（4）を踏まえ、「移転元施設及び移転先施設の現地調査・ヒアリング」について、業務の実施方針・方法等を記載すること。

③仕様書8.（6）を踏まえ、「移転資材の準備」について、業務の実施方針・方法等を記載すること。

④仕様書8.（7）を踏まえ、「振興会職員向け移転説明会の開催」について、業務の実施方針・方法等を記載すること。

⑤仕様書8.（8）を踏まえ、「近隣・行政機関等への対応」について、業務の実施方針・方法等を記載すること。

⑥仕様書8.（9）を踏まえ、「施設の養生」について、業務の実施方針・方法等を記載すること。

⑦仕様書8.（10）、（11）、（12）及び9. を踏まえ、「移転対象物品の搬出・搬入等作業、残置備品の移動、廃棄物の集積、移転資材・開梱ごみの回収、移転元・移転先施設の清掃」について、業務の実施方針・方法等を記載すること。

(3) 使用予定車両（別記様式5）

＊仕様書10. ⑦、⑬及び⑭を踏まえ、使用を予定する輸送車両について記載すること。

＊仕様書9.（3）②イ. に示す美術品専用車について、所要の設備・機能を有することを示すこと。また、記載した美術品専用車の設備・機能を確認できる車

両のパンフレット等を添付すること（当該パンフレット等の該当ページにインデックスを貼り、該当箇所にラインマーカーを引くこと。）。

＊記載した輸送車両について、仕様書 10. ⑭に示す制限に支障がないことを確認できる情報（車高及び車幅）を示すこと。また、記載した各車両の車高及び車幅を確認できる車両のパンフレット等を添付すること（当該パンフレット等の該当ページにインデックスを貼り、該当箇所にラインマーカーを引くこと。）。

3. 上記 1. 及び 2. の確認書類のほか、次の書類を提出すること。

（1）封印した入札書

＊封筒の表面に入札件名と競争参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）を記すこと。

（2）委任状（委任する場合のみ）

＊封印せずに提出すること

4. 注意事項

（1）上記の各提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

（2）提出書類の取扱い等

①提出書類は、正本 1 部と副本 6 部を作成すること（入札説明書 18.（9）により押印省略可）。散逸等の防止のため、A 4 判にまとめ、紙ファイル等を利用し 1 部ずつ綴じること。

②資料等の作成に要する費用は、競争参加者等の負担とする。

③提出された書類については、競争参加資格の確認及び技術審査以外に無断で使用することはない。

④一旦受領した書類は返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

以上

「仕様書添付資料」の交付について

記

1. 交付対象物

下表に示す「仕様書添付資料」一式

A-1	日本芸術文化振興会 平面図（主な出入口、車両動線、搬出ルート、エレベーター設置箇所、接車可能範囲）
A-2	日本芸術文化振興会 レイアウト図面（参考資料）
A-3	US半蔵門ビル 平面図
B-1	きんでん九段ビル 立地及び平面図（主な出入口、車両動線、搬入ルート、エレベーター設置箇所、接車可能範囲）
B-2	きんでん九段ビル 仮レイアウト図面（公告時想定）
B-3	国立能楽堂 立地及び平面図（主な出入口、車両動線、搬入ルート、エレベーター設置箇所、接車可能範囲）
B-4	国立オリンピック記念青少年総合センター 全体平面図及びカルチャー棟平面図（主な出入口、車両動線、搬入ルート、エレベーター設置箇所、接車可能範囲）
B-5	プロロジスパーク東京大田 平面図（主な出入口、車両動線、搬入ルート、接車可能範囲）
C-1	移転対象物品（事務書類等の文書量調査集計表）
C-2	移転対象物品（事務備品・OA機器・電化製品等）
C-3	移転対象物品（図書資料・視聴覚資料）
C-4	移転対象物品（絵画・歌舞伎俳優胸像・楽屋稻荷等）
C-5	移転対象物品（養成所研修用備品等）
C-6	移転対象物品（舞台関係機材・備品等）
D	エレベーター設置一覧（移転元施設、移転先施設）
E	想定スケジュール
F	集積対象廃棄物（事務備品等）
G	美術品リスト（付保額）

2. 交付申請受付期間

令和8年10月6日（火）から令和8年11月27日（金）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。

3. 交付申請手続き

- （1）交付を希望する者は、「交付申請書」（別記様式7）及び「交付申請に係る機密保持誓約書」（別記様式8）を作成し、押印の上振興会に提出すること。なお、いずれも押印を省略することができる。その場合は、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名

及び連絡先を記載すること。

- (2) 「交付申請書」(別記様式7) 及び「交付申請に係る機密保持誓約書」(別記様式8) は、下記4. の担当者あてに、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

※郵送の場合は、交付申請受付期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

※電子メールの場合は、提出後、下記4. の担当者に対して電話により到達確認を行うこと。

- (3) 振興会は「交付申請書」(別記様式7) 及び「交付申請に係る機密保持誓約書」(別記様式8) の受領後、「交付申請書」(別記様式7) に記載されたメールアドレスに対し、アドレス有効性確認のメールを送付するので必ず返信すること。返信がない場合は交付しない。

- (4) メールアドレスの有効性を確認後、当該メールアドレス宛への送信により、交付対象物を提供する。

- (5) 質問がある場合は、入札説明書8. に定める手続をとること。

4. 提出先

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係

担当者 富田・下村

電子メール keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp

電話 050-1754-5981 (直通)

以上

別記様式 1

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 真理子 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職及び氏名

令和8年10月6日付で公告のありました「国立劇場の閉場に伴う事務所移転業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、取引停止又は指名停止を受けていないこと、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書別紙1記1.(2)に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
2. 入札説明書別紙1記1.(3)に定める一般貨物運送事業者の許可証の写し
3. 入札説明書別紙1記1.(4)に定める誓約書（別記様式2）
4. 入札説明書別紙1記2.(1)に定める業務体制図（任意様式）及び添付資料
5. 入札説明書別紙1記2.(2)に定める再委託承認申請書（別記様式3。該当者のみ）
6. 入札説明書別紙1記2.(3)に定める作業計画書（別記様式4）
7. 入札説明書別紙1記2.(4)に定める使用予定車両（別記様式5）及び添付資料

以上

（押印を省略するときは下記に記載すること）

本 件 責 任 者（氏 名）：_____

担 当 者（氏 名）：_____

責任者連絡先（電話番号）：_____

担当者連絡先（電話番号）：_____

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 4 1 7 号）第 2 条第 1 項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。
- 1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
 - 2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - 3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
 - 4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）
 - 5) 総会屋
 - 6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を偽装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）
 - 7) 特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - 8) その他前各号に準ずる者。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。
- (4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 真理子 殿

〔住 所〕

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

〔商号又は名称〕

本件責任者（氏名）

〔代表者役職及び氏名〕

担 当 者（氏名）

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の氏名及び生年月日を記載した資料を添付すること。

別記様式2
(別紙)

役員等名簿

商号又は名称			
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	備 考
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

別記様式 3

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 長谷川 眞理子 殿

住 所
商号又は名称
代表者役職及び氏名

再委託承認申請書

件名「国立劇場の閉場に伴う事務所移転業務」に関して、受託業務の一部を再委託したく、以下のとおり申請いたします。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴法人に対する一切の行為について最終責任は弊法人が負うことといたします。

また、申請内容に変更が生じた場合は速やかに再申請いたします。

記

再委託の相手方の 商号又は名称、住所	
再委託する理由	受託者では実施できない理由、再委託先が実施することの優位性、合理性及び必要性、再委託する理由を明確に記載すること。
再委託する業務の 範囲	再委託先の実施範囲について明確に記載すること。
再委託の相手方に係る 業務の履行能力、情報 の管理、その他運営管 理の方法、履行体制図	作業実績や、特有の資格など。 個人情報・機密情報等の管理方法 体制図（添付資料）

以上

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
連 絡 先（電話番号） 1：
連 絡 先（電話番号） 2：

作業計画書
(国立劇場の閉場に伴う事務所移転業務)

商号又は名称：

番号	事項	記入欄
①	仕様書 8. (2) を踏まえ、「移転業務に関する支援」について、提案事項があれば記載すること。	
②	仕様書 8. (4) を踏まえ、「移転元施設及び移転先施設の現地調査・ヒアリング」について、業務の実施方針・方法等を記載すること。	
③	仕様書 8. (6) を踏まえ、「移転資材の準備」について、業務の実施方針・方法等を記載すること。	
④	仕様書 8. (7) を踏まえ、「振興会職員向け移転説明会の開催」について、業務の実施方針・方法等を記載すること。	
⑤	仕様書 8. (8) を踏まえ、「近隣・行政機関等への対応」について、業務の実施方針・方法等を記載すること。	
⑥	仕様書 8. (9) を踏まえ、「施設の養生」について、業務の実施方針・方法等を記載すること。	
⑦	仕様書 8. (10)、(11)、(12) 及び 9. を踏まえ、「移転対象物品の搬出・搬入等作業、残置備品の移動、廃棄物の集積、移転資材・開梱ごみの回収、移転元・移転先施設の清掃」について、業務の実施方針・方法等を記載すること。	

* 上表の各事項について、仕様書の該当項目の記載を踏まえて、業務の実施方針・方法等を記載すること。

* 記載方法は任意とする。適宜、図面、写真等を用いて記載すること。

* 説明資料（任意様式）を別紙として追加しても差し支えない。その場合は、当該説明資料には番号を付するものとし、上表の記入欄には「別紙○のとおり」と記載すること（○には別紙の番号を記載すること）。

* 業務の一部を第三者に再委託することを予定する者は、当該再委託先による作業を計画する事項は、その旨を明記すること。

* 仕様書に示す要件を満たさないものと認められる場合（仕様書に示す要件に対応していない場合、具体性に欠ける場合、等）は「失格」となるので、留意すること。

別記様式 5

使用予定車両
(国立劇場の開場に伴う事務所移転業務)

商号又は名称：_____

(1) 美術品専用車以外

	使用する車両 (※1)	車高 (※2)	車幅 (※2)	使用を予定する施設 (※3)	関連資料(パンフレット等)該 当箇所(※5)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

(2) 美術品専用車

	使用する車両 (※1)	車高 (※2)	車幅 (※2)	仕様書9.(3)②イの要件 を満たす設備・機能等 (※4)	関連資料(パンフレット等) 該当箇所(※5)
1					
2					

※：使用を予定する輸送車両の台数に応じ、適宜、行を追加して記載すること。

※1：競争参加者による任意の名称・番号等を記載すること。

※2：車高・車幅は、最大値を記載すること。

※3：各車両について、使用を予定する移転元施設・移転先施設を記載すること。

※4：美術品専用車について、仕様書9.(3)②イに示す「輸送中に過度の温湿度の変化及び作品への衝撃を避けるため、空調、エアサスペンション等の設備を備えた美術品専用車を使用すること。」の要件を満たす設備・機能等を記載すること。

※5：記載した車両の車高・車幅、設備・機能等を確認できる車両のパンフレット等を添付し、当該パンフレット等の名称及び該当ページを記載すること。

質問書

独立行政法人日本芸術文化振興会
理 事 長 長谷川 眞理子 殿

質問者

【 住 所 】
【 商 号 又 は 名 称 】
【代表者役職及び氏名】

【担当部署・担当者名】
【 担 当 者 連 絡 先 】 TEL :
 Mail :

件 名 国立劇場の閉場に伴う事務所移転業務

以下の内容について御回答ください。

No.	該当箇所 資料名・頁・項目	質問事項

交付申請書

独立行政法人日本芸術文化振興会

契約担当役

理 事 長 長谷川 眞理子 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

「国立劇場の閉場に伴う事務所移転業務」の入札参加に当たり、「仕様書添付資料」の交付を申請します。

担当部署	
担当者名	
メールアドレス	
電話番号	

(押印を省略するときは下記に記載すること)

本件責任者 (氏名) :

担 当 者 (氏名) :

責任者連絡先 (電話番号) :

担当者連絡先 (電話番号) :

交付申請に係る機密保持誓約書

独立行政法人日本芸術文化振興会

契約担当役

理 事 長 長谷川 眞理子 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職名及び氏名

当社は、「国立劇場の閉場に伴う事務所移転業務」の入札（以下「本入札」という。）に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

1. 本誓約における機密情報とは、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が開示する全ての情報（資料、電子情報、電子メール・FAX、口頭による連絡・説明等形態を問わない。）とする。ただし、開示の時点で既に公知のもの及び振興会が公表することを承諾した情報については除く。
2. 当社は、振興会から開示された機密情報を本入札の目的にのみ使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。
3. 当社は、振興会から開示された機密情報を本入札のために知る必要のある自己の役員、従業員以外に開示、閲覧等させないものとする。
4. 当社は、振興会から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしないものとする。
5. 当社は、本入札に当たって第三者に機密情報を開示、閲覧等させる必要がある場合には、振興会の事前承諾を得た上で、当該第三者に開示するものとする。
6. 当社は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせるものとする。
7. 当社は、本入札に当たって機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員に、本誓約の内容を遵守させるものとする。
8. 当社又は 5. で定める第三者が、本誓約のいずれかの事項に違反した場合、又は漏えい等の事故により振興会に損害を与えた場合には、当社は、振興会が被った損害の賠償をするものとする。

（押印を省略するときは下記に記載すること）

本件責任者（氏名）：_____

担 当 者（氏名）：_____

責任者連絡先（電話番号）：_____

担当者連絡先（電話番号）：_____